

違憲訴訟の会 ニュース

発行：安保法制違憲訴訟の会

No. 8 2018年3月30日

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町17-6 渋谷協栄ビル

電話 03-3780-1260

FAX 03-3780-1287

Mail : office@anpoiken.jp

安保法制違憲国賠訴訟

第6回口頭弁論報告

国賠訴訟では、1月26日に行われた第6回口頭弁論から、『原告本人尋問』の段階へと進み、7人の原告が『原告尋問』台に立ちました。各自、「宣誓」を行った上で、代理人弁護士が原告に質問を行い、原告が答える形で行われました。原告等は、戦争体験や生い立ちに基づく、平和憲法との関わり、安保法制法の成立により被っている精神的被害などについて、切々たる思いで裁判官に語りかけました。

『原告尋問』に立たれたのは、沼津大空襲に遭遇し、防空壕での被弾体験を持つ横湯園子さん、障がいの子を持ち、戦争に至れば、弱者が真っ先に犠牲者になることを危惧する清水民男さん、長崎で原爆被爆し大切な友達を失くした平原ヨシ子さん、横須賀基地周辺に住み、北朝鮮の核ミサイルや、原子力艦船の災害リスクにも晒されている新倉裕史さん、原発の設計者で、法廷内に浜岡原発の構造図を映して、原発の冷却システムがテロのリスクに晒されていることを訴えた渡辺敦雄さん、小学生の頃、祖母から八王子大空襲の話聞き、反戦平和活動への道を歩んでいる菱山南帆子さん、戦争でキリスト者が弾圧を受けた苦い経験があり、その弾圧が繰り返されないかと胸騒ぎがすると訴えたキリスト牧師安海和宣さんの方々です。

当訴訟において根幹をなす『事件性』について大いに語られた『原告尋問』でした。次回、第7回口頭弁論においても、引き続き原告本人尋問が行われます。(原告傍聴記 長尾晴人)

第7回口頭弁論 原告本人尋問

2018年5月11日(金)13:30



「軍国少年からの転生」

教育学者 東京大学名誉教授 堀尾 輝久

父を戦病死で亡くした自分がなぜ軍国少年であったかを問い続けてきた。教育学者となり、平和憲法こそ教育の基礎と考えた。9条誕生は、日本の提案によることを確認した。安保法制は自分の全研究・人格を否定するものである。



「もし鉄道が狙われたら」

鉄道員 常盤 達雄

近隣に在日米軍大和田通信隊があったことから軍事に敏感に育った。鉄道員として勤務する立川駅は横田基地への燃料など駐留米軍物資輸送列車が走る。鉄道は有事の際軍事に活用され、狙われれば大勢の利用者も被害を受けることになり恐怖を感じる。



「安保法制への怒り！」

元自衛官 井筒 高雄

新安保法制制定後、日本は自衛隊派遣任務の発令により紛争当事国になる危険がある。それなのに、自衛隊員や家族、国民にそのリスクと覚悟を求めている。戦地に送られる自衛隊員は深刻な危険に晒される。仲間達が駒にされることに心から怒りを覚える。



2018年1月26日 記者会見

安保法制違憲訴訟

正念場の証拠調べ

1. 原告本人尋問実施

2016年4月26日に東京地方裁判所に提訴しました安保法制違憲訴訟は、国賠（民事一部）、差止（民事二部）ともに、第6回の期日を終えました。国賠訴訟においては、第5回期日までは準備書面の提出と原告及び代理人の意見陳述で約1時間の口頭弁論が開かれておりましたが、今年の1月26日に行われた第6回期日では、原告本人尋問が3時間半かけて行われました。この原告本人尋問について被告国は、「必要がない」と言い続けてきたのですが、裁判所は原告側の真摯な訴えを聞き入れて、10名の原告本人尋問を認めました。先の期日で7名の尋問を終え、次回の5月11日に残る3名の尋問を予定しています。また、弁護士団としては、原告本人尋問に加えて、内閣法制局元長官、元最高裁判事、ジャーナリスト、歴史家、軍事評論家、国会議員、学者、及び安保法制に反対した市民などの証人尋問を求めています。

2. 進行についての三者協議

ところで裁判では、公開の口頭弁論とは他に、非公開進行期日が設けられることがあります。民事訴訟の制度のひとつで、訴訟審理を充実させることを目的とするとされています。安保法制違憲訴訟でも、これまでに何回も行われているのですが、2月22日に、裁判官3名、原告代理人12名、被告代理人10名ほどが出席して今後の裁判の進行について話し合いました。

この日までに、原告からは予め60ページを超える「訴訟進行に関する意見書」を提出していましたが、被告からは期日当日になって、6ページの「訴訟進行に関する意見に対する意見書」が提出さ

れました。被告の意見書の分量は、前半の3ページが代理人の名前44名がずらずらと書かれているだけです。実質3ページ分の意見しかありませんでした。原告の意見書は、分量も多かったことから、裁判官や被告国側の代理人にきちんと読んでもらうために、1週間以上前に提出していました。

原告代理人は意見書において、先に行われた7名の原告尋問（戦争被害者の横湯園子、障がい者の親の清水民男、長崎原爆被害者の平原ヨシ子、横須賀基地周辺住民の新倉裕史、元原発技師の渡辺敦雄、若者代表の菱山南帆子、キリスト教牧師の安海和宣）により、「国の違憲・違法の立法行為によって原告らがいかにその権利・利益を侵害され、その侵害の内容がいかに深刻かつ具体的なものであるかが、原稿ら自身の言葉を通じて明らかになった」として、さらに証人尋問が必要であると主張しましたが、これに対し、被告国側の代理人は「原告らが主張する『平和的生存権』、『人格権』、『憲法改正・決定権』はいずれも国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえない」として、証人尋問の必要性はないと主張しました。

このような状況で、進行期日を迎えたのですが、裁判所からは、「5月11日の尋問期日の時点で裁判所の構成が変わっている可能性が高く、進行についても新しい裁判体がどう考えるかによって変わる」との見解が示されました。

裁判体が変わるといのは、今担当している3人の裁判官のいずれかがどこかに転出して新しい裁判官に交代するという事です。そこで、裁判体が新しくなった4月16日に、再度、進行協議期日を

持つこととなりました。

なお、証拠調べについては、裁判所から、一般論として前置きしながら、自ら見聞した事実に関するもの以外については証人尋問でなく意見書で足りるのではないかとの意見が述べられました。原告代理人が、現在申請している証人の中には事実関係を立証するための証人もいると食い下がったところ、現時点での裁判体の考えを披瀝するのは無責任になるので差し控えたいとの返事でした。

3. 寺井共同代表の談話

安保法制違憲訴訟の会の共同代表（全国ネットワーク代表）の寺井一弘弁護士は、「裁判官の交替がこの段階で何故行なわれるのか、その理由はわからないが、これまで長文の訴状や13本の準備書面を読み、原告の意見陳述や尋問の内容を直に聞いてもらっただけに残念ではあります。しかし、我々はどんな裁判体になったとしても安保法制がいかに憲法に違反したものであるかを堂々と訴えていきたいと考えています。市民の皆様にはこれまで以上のご支援をお願いいたします。」と語っています。

原告代理人は、今後も、5月11日の3名の原告本人尋問（教育学者の堀尾輝久、鉄道員の常盤達雄、元自衛官の井筒高雄）の後に、前述した方々の証人尋問を行うことを求めてゆくことにしています。

4. 差止訴訟の状況

なお、差止訴訟の方は2月5日に第6回口頭弁論が開かれましたが、裁判所から「次回（6月20日）には原告側において立証計画を提出してほしい」との指示がなされました。原告側代理人としては次回以降に立証計画を提出したい旨を裁判所に要請する予定にしていたのですが、裁判所から予想外の提案がなされたことで、差止訴訟も国賠訴訟に続けて立証段階に入っていくことになりました。全力あげてその準備に取り組んでいきます。

（文責 事務局次長 山口あずさ）

第6回差止訴訟報告 差し止め裁判もいよいよ立証段階へ

2月5日に行われた口頭弁論では、まず、伊藤真弁護士から、準備書面14「違憲審査制と裁判所の役割」について意見陳述がなされました。「統治行為論は、高度に政治的な問題には裁判所はタッチしないという理屈だが、憲法問題はおおよそ政治的。統治行為論の母国フランスでも、現在は統治行為論で司法が判断を避けるということはありません。アメリカでもポリティカルクエスチョン（政治的問題の法理）というのがあったが、高度に経済政策的な問題については積極的に違憲判決をしないというもの。トランプ大統領の入国禁止令についても、アメリカの裁判所は積極的に憲法違反の判断をしている。少なくとも世界の司法の水準に合せなくてはならない。」

次に、古川（こがわ）健三弁護士から、準備書面15「被害論・その2」について意見陳述がなされました。報告集會に於いて古川弁護士は、以下のように発言しました。「もし、南北朝鮮が統一したら、38度線が日本海に下がってきて、日本がアメリカの前線基地になる。イージス・アショアは防衛用と言いながら、地対地ミサイルを発射することができ、これにロシア



がすごく反発している。そんな中で、基地周辺の住民の危機感は強まっている。また、民間の船であっても補給のための船は攻撃対象になるため、船員は非常に大きな危機感を抱いている。」

さらに、訴訟進行について応答した福田護弁護士は、報告集會に於いて以下のように発言しました。「今日の法廷で最大のポイントは、立証計画を出してくれと裁判所の方から言ってきたということ。次回期日に裁判所がどうするか判断をすることになると思われる。今日で、こちら側の積極的な主張は一通り終わり、形の上では国側の反論もなされたことになる。」

差止裁判も、国賠裁判から半年遅れで立証段階を迎えることになりました。



原告読書会をはじめました

1月9日に、訴状と答弁書を読む読書会を開催しました。初回ということもあって、事務局で用意したパワーポイントを用いながら、原告訴状のどの部分に対して、被告がどのように答弁したのかを読み解きました。

被告は、原告たちの思いに対し「原告らの主観ないし意見を述べたものであるから認否の限りではない」と、最初から逃げ腰の訴訟態度で、政府が従来一貫して、憲法9条の下では許されないとしてきた集団的自衛権の行使や、他国に対する支援活動を広く認めようとしていること、また、新安保法制法の制定過程について、混乱の中で可決したとされる異常なものであるとの主張には、「原告の評価ないし意見であり認否の限りでない」と肩透かしの反論をしました。そして、新安保法制の制定は、原告らの平和的生存権、人格権を侵害するとともに、憲法改正・決定権をも否定するという原告の主張に対し、

「原告らに国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとの主張であると解した上で、争う」とし、これらの訴えを法律論の中で雲散霧消させたいという態度が透けて見えるような主張をしました。

第2回は、3月13日に開催されました。準備書面1（本件権利侵害の基本構造と答弁書の対応の誤り）を山口あずさ、同2（平和的生存権の権利性・被害利益性）を大村芳昭、同3（被害論その1）を小川展寛が担当しました。私たちに平和的生存権が認められることの重要性を改めて考えさせられました。また、被害論の報告を通じて、身近な権利侵害があるのではないかと気付かされました。原告の自主勉強会ですが、準備書面2を担当してくださった大村さんは、中央学院大学の法学部教授でもあり、頼りになる仲間もいます。一通りの勉強を終えた後に、福田護弁護士（共同代表）の講義を予定しています。

今後のスケジュールは、4月3日、5月8日、6月20日に読書会、また、7月3日に講義を予定しています。原則として、安保法制違憲訴訟の原告（東京地裁以外に提訴している方も含む）、及び、支える会の会員を対象としていますが、7月の講義は一般の方もご参加いただけます。

（お問合せ：plaintiff@anpoiken.jp）

全国の提訴・裁判の状況（2018年3月30日現在）

提訴地	裁判の内容	次回期日	提訴地	裁判の内容	次回期日
東京	国賠	5月11日13:30	京都	国賠	5月10日14:00
	差止・国賠	6月20日14:00	岡山	国賠	4月18日14:30
	女の会 国賠	6月22日14:30	広島	差止・国賠	4月25日13:30
札幌	差止・国賠	5月18日15:00	山口	国賠	7月11日14:00
釧路	国賠	6月19日14:30	高知	国賠	4月27日11:30
福島（いわき）	国賠	5月18日13:30	福岡	国賠	4月24日14:00
神奈川（横浜）	差止・国賠	4月26日11:00		差止・国賠	5月16日14:00
埼玉	国賠	7月11日15:00	長崎	国賠	5月14日14:30
群馬（前橋）	国賠	6月13日14:00	大分	国賠	4月19日10:30
山梨	国賠	7月 3日15:30	鹿児島	国賠	5月 8日15:00
長野	国賠	6月29日10:30	宮崎	国賠	6月 6日14:00
大阪	差止・国賠	6月27日11:00	沖縄（那覇）	国賠	4月17日15:00
愛知（名古屋）	提訴確定！				

第7回国賠訴訟期日のご案内

2018年5月11日（金）13時30分開廷

- 12:30 東京地裁前集合 アピール行動開始！
- 12:45 整列・入廷行進
- 12:55 傍聴席の抽選に並ぶ
- 13:30 開廷
- 報告集会（詳細未定）

第7回差止訴訟期日のご案内

2018年6月20日（水）14時00分開廷

- 13:00 東京地裁前集合 アピール行動開始！
- 13:15 整列・入廷行進
- 13:25 傍聴席の抽選に並ぶ
- 14:00 開廷
- 15:30 報告集会（議員会館を予定しています）
- 17:15 原告集会（第5回読書会※見学歓迎）

安保法制違憲訴訟を支える会に入会を！

安保法制違憲訴訟は、多くの方に支えられています。

まだ会員になっていないかたは、どうぞご入会ください。

会員の方は新年度になりましたので、会費の納入をお願いします。

会費は年3000円（1口何口でも可）で、裁判の実費や裁判に関するニュースの発行などに使用します。

【年会費の振込先】

口座名義：安保法制違憲訴訟を支える会（アンポホウセイイケンソショウヲササエルカイ）

【ゆうちょ銀行からのお振込み】

ゆうちょダイレクト 口座記号・番号:00140-514288
 ATM 口座記号・番号:001405-514288
 窓口 口座記号・番号:00140-5-514288

【その他の金融機関からのお振込み】

店番：〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）
 預金種目：当座
 口座番号：0514288

支える会連絡先

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11

連合会館内 平和フォーラム気付

Tel.03-5289-8222 Fax.03-5289-8223

E-mail soshou.sasaeru@gmail.com

好評
発売中

私たちは
戦争を
許さない

本体価格
1300円（税別）
岩波書店刊行

